

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年11月7日

【会社名】 株式会社ゼンショーホールディングス

【英訳名】 ZENSHO HOLDINGS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長兼CEO 小川 賢太郎

【本店の所在の場所】 東京都港区港南二丁目18番1号

【電話番号】 03-6833-1600

【事務連絡者氏名】 執行役員 グループ経本部長 丹羽 清彦

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南二丁目18番1号

【電話番号】 03-6833-1600

【事務連絡者氏名】 執行役員 グループ経本部長 丹羽 清彦

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 1,187,080,912円
(注) 募集金額は、発行価額の総額であり、2019年11月6日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(2,296円)を基準として算出した見込額です。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	4,872,422株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 単元株式数は100株です。

- (注) 1. 2019年11月7日開催の取締役会決議によります。
2. 本届出書の対象とする募集(以下「本第三者割当」といいます。)のうち2,000,000株については、会社法第199条第1項に基づき、当社が保有する自己株式の処分により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘に該当します。
3. 本第三者割当は、当社の完全子会社である株式会社日本レストランホールディングス(以下「日本レストランホールディングス」といいます。)を株式交換完全親会社、株式会社ココスジャパン(東京都港区港南二丁目18番1号 代表取締役社長 小野崎 聡)(以下「ココスジャパン」といいます。)を株式交換完全子会社とし、当社普通株式を対価とする株式交換(以下「本株式交換」といいます。)を実施するために必要となる株式交換対価を日本レストランホールディングスに取得させることを目的とし、日本レストランホールディングスを割当予定先として行うものであり、会社法第800条の規定に基づく子会社による親会社株式の取得に該当します。本株式交換の詳細については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項」をご参照ください。
4. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	4,872,422株	11,187,080,912円	3,297,540,456円
一般募集			
計(総発行株式)			

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額です。
3. 会社法上の増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1(計算の結果1円未満の端数が生じたときは当該端数を切り上げる。)とします。また、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、2019年11月6日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(2,296円)を基準として算出した見込額です。
5. 本届出書の対象とする募集のうち2,000,000株については、自己株式の処分により行われるものであるため、当該株式に係る払込金額は資本に組み入れられません。

(2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
(注1)	(注2)(注3)	100株	2020年1月17日		2020年1月17日

- (注) 1. 第三者割当の方法によるものとし、一般募集は行いません。
 2. 2019年11月7日開催の取締役会決議によります。
 3. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、2020年1月16日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(終値が存在しない場合は直近の取引日における終値)とします。
 4. 上記算式表示による発行価格については、最低価額を定めなかったこととしました。その理由は、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 - 3 発行条件に関する事項 - (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性」記載のとおり、本第三者割当が、本株式交換において割当予定先が交換対価たる当社の普通株式の割当てを実施するために必要なプロセスの1つであることから、最低価額を設定し、発行価格がこれを下回ったことにより本第三者割当を中止せざるを得なくなった場合には、本株式交換も中止又は延期せざるを得なくなり、その結果、本株式交換の関係各社の既存株主の利益を害することにもなりかねないためです。
 5. 資本組入額は、資本組入額の総額を新規発行に係る株式の発行数(2,872,422株)で除した金額とします。
 6. 本届出書の対象とする募集のうち2,000,000株については、自己株式の処分により行われるものであるため、当該株式に係る払込金額は資本に組み入れられません。
 7. 申込み及び払込みの方法は、当社と割当予定先との間で引受契約を締結し、払込期日までに、後記の払込取扱場所において、発行価額の総額を払い込むものとします。
 8. 申込期日に割当予定先との間で引受契約が締結されない場合、株式に係る割当を受ける権利は全て消滅します。

(3) 【申込取扱場所】

名称	所在地
株式会社ゼンショーホールディングス グループ総務部	東京都港区港南二丁目18番1号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 横浜駅前支店	横浜市西区北幸一丁目3番23号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
11,187,080,912	24,651,491	11,162,429,421

- (注) 1. 払込金額の総額は、2019年11月6日の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額です。
 2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていません。
 3. 発行諸費用の概算額の内訳は、本書作成費用(450,000円)、登録免許税(23,082,783円)、上場関係諸費用(1,118,708円)の合計金額となっております。

(2) 【手取金の使途】

本第三者割当は、本株式交換を実施するために必要となる株式交換対価を株式交換完全親会社である日本レストランホールディングスに取得させることを目的とするものであり、資金調達を目的とするものではありません。

なお、上記の差引手取金概算額11,162,429,421円については、2020年1月中を目途に、本第三者割当の払込資金として割当予定先に対して貸し付ける資金のための当社の借入金の返済に充当する予定です。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 本株式交換の目的

ゼンショーグループでは、「世界から飢餓と貧困を撲滅する」というグループ共通の経営理念を実現するために、創業時より、原材料の調達から製造・加工、物流、店舗における販売までを一貫して自らの手で企画・設計、運営するマス・マーチャンダイジング・システム(以下「MMD」といいます。)を構築して参りました。MMDを実践することで、「食」に関する全てのプロセスについて安全性と品質に責任を持つことができ、より幅広い層のお客様に対して、安全でおいしい商品を手軽な価格で提供することを実現しております。

ゼンショーホールディングスは、「世界から飢餓と貧困を撲滅する」という企業理念の下、1982年に株式会社ゼンショー(現 ゼンショーホールディングス。以下「ゼンショー」又は「ゼンショーホールディングス」といいます。)として設立されました。同年には郊外型ファミリー牛丼店の「すき家」をスタートし、その後、1997年には店頭登録、1999年には東京証券取引所市場第二部上場、2001年には東京証券取引所市場第一部上場を果たしました。2000年からは、既存業態の出店に加えM&Aの活用によって事業拡大を図り、2011年には、よりグローバルに事業を展開するために、持株会社体制に移行しております。2019年8月には、ゼンショーグループとしての事業シナジーを最大限発揮するため、株式会社ジョリーパスタ(以下「ジョリーパスタ」といいます。)の完全子会社化を実行しており、また、2019年9月には、ゼンショーグループのレストラン事業の基盤をより強固なものとするために、日本レストランホールディングスが、ココスジャパン及びジョリーパスタを含むレストラン事業を営むグループ会社に対する統括・支援を効率的に実行する体制を構築するために運営を開始しており、グループシナジーの追求と業容の拡大を行いながら、フード業世界一を目指しております。

ゼンショーグループでは、現在、牛丼チェーンの「すき家」、ファミリーレストランの「ココス」の他、丼ぶり・京風うどんの「なか卯」、パスタ専門店の「ジョリーパスタ」、100円寿司チェーンの「はま寿司」等の運営を行っており、2019年9月末時点で、国内外9,724店舗(うちココス582店舗)とグローバルかつ幅広くフード業の経営を行っております。

一方、ココスジャパンは、カリフォルニアスタイルのレストランとして、1978年に株式会社ろびんふっと(現 ココスジャパン)として設立されました。茨城県土浦市にココス1号店を出店したことを足がかりに、本拠地である茨城県近隣を中心にファミリーレストランの店舗展開を開始いたしました。洋レストランの「ココス」を主要業態に据え、全国に出店の輪を拡大することを目標として、1992年に200店舗、1997年に300店舗を達成し、営業エリアの拡大に努めてまいりました。そのような中で、1993年には店頭登録(現 東京証券取引所JASDAQ)を果たしました。

そして2000年、両社は、出店及び一部不採算店舗の業態転換、株式会社ゼンショー(現 ゼンショーホールディングス)のMMDとココスジャパンの商品開発・仕入れ・物流等の融合による収益力の改善、ファミリーレストラン事業に関するノウハウの結集・融合等の面で、事業上の相乗効果を発揮する体制を確立できるとの認識を持ち、株式会社ゼンショーはココスジャパンに対する公開買付けを実施し、ココスジャパンを連結子会社といたしました。

その後、ココスジャパンは、ゼンショーグループのシナジー効果による利益体質の改善等による企業価値向上に努めるとともに、2002年にファミリーレストラン「CASA」の郊外型店舗120店を株式会社西洋フードシステムズ(現 西洋フード・コンパスグループ)から買収した上で、うち105店をココスに業態転換し、それまで手薄だった神奈川県や東海地区・関西地区の店舗網を得ることになりました。そして、2006年には北海道に初進出を果たし、翌年2007年には同じゼンショーグループの株式会社サンデーサン(現 ジョリーパスタ)の運営するファミリーレストラン「サンデーサン」のうち関西・中国・九州の52店舗をココスに業態転換し、中国地方・九州地方への出店を開始いたしました。さらに、2017年に鹿児島県に初出店したことにより、全都道府県への出店を達成し、約600店舗を全国展開するレストランに成長してまいりました。

しかしながら、足元の外食業界においては、消費者マインドに持ち直しの動きが見られるものの、就労人口不足による求人費・人件費の更なる上昇、仕入食材関連の価格高騰・配送費の費用増等が今後も見込まれ、依然として厳しい経営環境が続いており、ココスジャパンが過去数年間に渡る業績悪化のトレンドから脱却するためには、ゼンショーグループの経営資源を活用し、お客様のニーズに対応した店舗運営、高収益な業態の開発・転換・拡大による多角化、営業基盤の強化、機動的に対応できる迅速な意思決定体制等を構築することが急務と考えております。

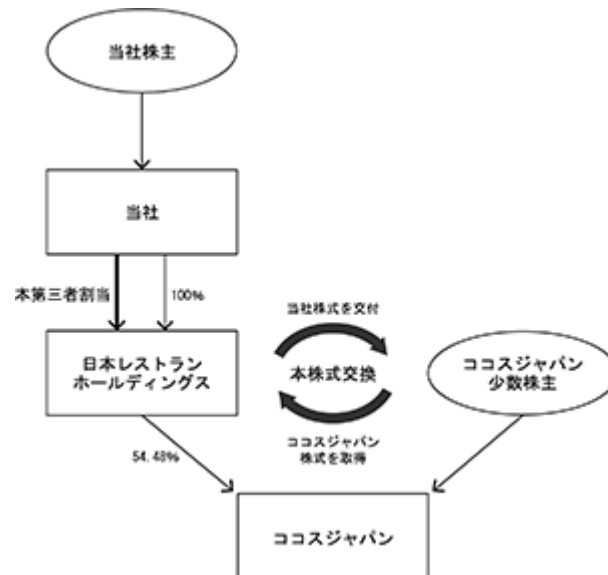
かかる状況の下、ココスジャパンが2019年4月15日に2019年3月期の通期業績予想の下方修正を発表し、2019年3月期の当期純利益が大幅に減益となったこと及び、2020年3月期第1四半期累計期間に純損失を計上する見込みであることを2019年7月上旬に認識したことを受け、ゼンショーホールディングスはココスジャパン単独での施策に加え、ゼンショーグループとしての早急な対応が必要であると判断いたしました。また、ゼンショーグループがフード業において持続的に成長戦略を実現していくためには、グループの全てのリソースを活用して一体経営を行い、商品開発や店舗開発、またそのための人材投入等の効率的な組織運営を行うことが必須であり、レストラン事業については、日本レストランホールディングスに資源を結集することによって、ココスジャパンの業績の改善を図る必要があることから、ココスジャパンを、ゼンショーホールディングスの完全子会社である日本レストランホールディングスを通じて完全子会社化することが最善の策であり、ココスジャパン及びゼンショーグループの企業価値向上に資するものとの判断に至り、2019年7月26日にゼンショーホールディングスからココスジャパンに対して本株式交換の申し入れを行いました。

一方、ココスジャパンにおいても、2000年の連結子会社化後、上記の諸施策を始めとするグループシナジーの享受により、店舗数の拡大(約300店舗から約600店舗)や主に店舗作業の効率化による人件費率の低下が寄与し、利益体質の改善による企業価値の向上について一定の成果をあげてきました。ただし、今後の外食産業において、競合他社との競争激化によるお客様数減、少子高齢化による労働人口の減少が予想されるなか、ココスジャパンの個人消費の更なる向上を図り、かつ、持続的な成長を実現するためには、仕入、物流、資金、人事交流、など、あらゆる面で一層のグループシナジーを活用できる体制の構築及び更なる経営の効率化が不可欠であると考えております。

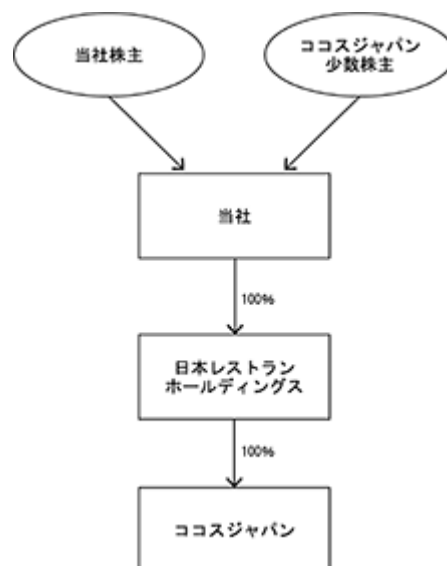
そのような状況の下、ゼンショーホールディングスからの申し入れについて慎重に検討した結果、本株式交換を行うことによって、ココスジャパンは、ゼンショーホールディングスの完全子会社である日本レストランホールディングスの完全子会社となることにより、ゼンショーグループ内のスピーディーかつ柔軟な意思決定の下、ココスジャパンの店舗数・営業エリアの大幅な増強や地域環境に適したゼンショーグループ内業態転換の更なる推進が可能となり、ココスジャパンとして、必要な人材の確保・育成、人事交流による組織の活性化、新規事業への参入、工場・物流のグループ内共通化の更なる推進による物流費用の削減が可能となることに加え、上記申し入れを受けて検討を行った結果、上場廃止に伴う親子上場に係る潜在的な利益相反の可能性の排除による機動的かつ柔軟な経営体制の構築及び株式上場を維持するために必要となる経費の削減等、様々なメリットが見込まれるとの認識に至ったこと、ゼンショーホールディングスとしても、ココスジャパンは2019年10月11日に2020年3月期通期業績予想の上方修正を発表したものの、2020年3月期通期は当期純損失を計上する見通しであり、依然として厳しい経営環境が続くことが見込まれるため、ココスジャパンをゼンショーグループの完全子会社とした上で、グループシナジーを最大限発揮できる体制構築を進めることが望ましいと判断したことから、本日、両社及び日本レストランホールディングスにおいて、本株式交換を行うことについてそれぞれ決議し、日本レストランホールディングスとココスジャパンとの間で、本株式交換契約を締結いたしました。

なお、本第三者割当て及び本株式交換の実績後の当社、日本レストランホールディングス及びココスジャパンの資本関係については以下のとおりです。

(本第三者割当及び本株式交換前)



(本第三者割当及び本株式交換後)



2. 本株式交換の日程

株式交換契約締結の取締役会決議日 (日本レストランホールディングス・ココスジャパン)	2019年11月7日
株式交換契約締結日 (日本レストランホールディングス・ココスジャパン)	2019年11月7日
株主総会基準日公告日(ココスジャパン)	2019年11月8日(予定)
株主総会基準日(ココスジャパン)	2019年11月23日(予定)
株式交換契約承認臨時株主総会決議日 (ココスジャパン)	2020年1月15日(予定)
最終売買日(ココスジャパン)	2020年2月17日(予定)
上場廃止日(ココスジャパン)	2020年2月18日(予定)
株式交換の実施予定日(効力発生日)	2020年2月20日(予定)

(注)1. 上記日程は、本株式交換の手の進行等に応じて必要があるときは、ゼンショーホールディングス及び日本レストランホールディングス並びにココスジャパンの協議に基づき変更されることがあります。

(注)2. 日本レストランホールディングスは、2019年12月ころに、本株式交換について臨時株主総会の承認を受けることを予定しております。

3. 本株式交換に係る割当ての内容

	ゼンショーホールディングス (株式交換完全親会社である 日本レストランホールディングス の完全親会社)	ココスジャパン (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	0.67
本株式交換により交付する株式数	ゼンショーホールディングスの普通株式：4,872,422株(予定)	

(注)1. 株式の割当比率

ココスジャパンの普通株式1株に対して、ゼンショーホールディングスの普通株式0.67株を割当交付いたします。ただし、日本レストランホールディングスが保有するココスジャパンの普通株式8,700,000株(2019年9月30日現在)については、本株式交換による株式の割当ては行いません。なお、上記の本株式交換に係る割当比率(以下「本株式交換比率」といいます。))は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、ゼンショーホールディングス及び日本レストランホールディングス並びにココスジャパンの協議に基づき変更されることがあります。

(注)2. 本株式交換により交付するゼンショーホールディングスの株式数

日本レストランホールディングスは、本株式交換に際して、本株式交換により日本レストランホールディングスがココスジャパンの発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。))のココスジャパンの株主名簿に記載又は記録されたココスジャパンの株主(ただし、日本レストランホールディングスを除きます。))に対して、その所有するココスジャパンの普通株式の株式数の合計に0.67を乗じた数のゼンショーホールディングスの普通株式を割当て交付する予定です。

なお、ココスジャパンは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時の直前時点に保有している自己株式(本株式交換に際して、会社法第785条第1項の規定に基づいて行使される株式買取請求に係る株式の買取りによってココスジャパンが取得する自己株式を含みます。))の全部を、基準時の直前時点をもって消却する予定です。本株式交換により割当交付する普通株式の総数については、ココスジャパンによる自己株式の取得及び消却等により、今後修正される可能性があります。

(注)3. 1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、ココスジャパンの株主(ただし、日本レストランホールディングスを除きます。))に交付されるゼンショーホールディングスの普通株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、当該端数に相当するゼンショーホールディングスの普通株式の割当てに代えて、ゼンショーホールディングスの普通株式1株当たりの時価に当該端数を乗じて得た額に相当する金銭(ただし、1円未満の端数は切り上げます。))を交付します。この場合における「ゼンショーホールディングスの普通株式1株当たりの時価」とは、東京証券取引所における本株式交換の効力発生日の直前の取引日におけるゼンショーホールディングスの普通株式の普通取引の終値(当該直前の取引日においてかかる終値が存しない場合には、かかる終値が存する直前の取引日(効力発生日前のもの)に限ります。))におけるかかる終値)とします。

4. その他

(1) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である2020年2月20日(予定)をもって、ココスジャパンは日本レストランホールディングスの完全子会社となり、完全子会社となるココスジャパンの普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て、2020年2月18日付で上場廃止(最終売買日は2020年2月17日)となる予定であります。上場廃止後は、東京証券取引所においてココスジャパンの普通株式を取引することはできません。

(2) 上場廃止の代替措置

本株式交換の対価であるゼンショーホールディングスの普通株式は、東京証券取引所に上場されており、本株式交換後においても、本株式交換の対価として割当交付されるゼンショーホールディングスの普通株式は東京証券取引所において取引が可能となることから、ココスジャパンの株主の皆様のうちゼンショーホールディングスの普通株式を100株以上割当交付される株主の皆様に対しては引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

他方、基準時において150株未満のココスジャパンの普通株式を保有する株主の皆様には、ゼンショーホールディングスの単元株式数である100株に満たないゼンショーホールディングスの普通株式が割り当てられます。単元未満株式は、金融商品取引所市場において売却することはできませんが、そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、単元未満株式の買取制度又は単元未満株式の買増制度を利用することができます。

単元未満株式の買増制度

会社法第194条第1項及びゼンショーホールディングスの定款の規定に基づき、単元未満株主がゼンショーホールディングスに対し、自己の保有するゼンショーホールディングスの単元未満株式と合わせて1単元(100株)となる数のゼンショーホールディングスの普通株式を売り渡すことを請求することができる制度です。

単元未満株式の買取制度

会社法第192条第1項の規定に基づき、単元未満株主がゼンショーホールディングスに対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することができる制度です。

また、本株式交換にともない、1株に満たない端数が生じた場合における端数の処理の詳細については、上記「3. 本株式交換に係る割当ての内容」の(注3)「1株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、ココスジャパンの株主の皆様は、最終売買日である2020年2月17日(予定)までは、東京証券取引所において、その保有するココスジャパンの普通株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他関係法令に定める適法な権利を行使することができます。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

1 【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要

名称	株式会社日本レストランホールディングス
本店の所在地	東京都港区港南二丁目18番1号
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小川 賢太郎
資本金	10,000,000円
事業の内容	レストラン事業の統括・支援機能
出資者・出資比率	株式会社ゼンショーホールディングス..... 100.0%

(2) 提出会社と割当予定先の関係

資本関係	当社は、割当予定先の議決権総数の100%を保有しております。
人事関係	当社の取締役1名及び従業員3名が割当予定先の取締役及び監査役を兼務しているほか、当社の従業員24名が割当予定先へ出向しております。
資金関係	当社から割当予定先に対して、本第三者割当の払込に必要な資金の全額を貸し付ける予定です。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	割当予定先は、当社が提供するキャッシュ・マネジメント・システムにより一時的な余剰資金を運用しております。

(3) 割当予定先の選定理由

本株式交換は、当社グループの経営資源のより効率的な活用や意思決定の迅速化を通じて、当社及びココスジャパンの企業価値向上に資することを企図しております。

本株式交換については、その目的を実現するとともに、非上場企業である割当予定先の普通株式を対価とした場合には、ココスジャパンの少数株主の皆様が流動性の低い株式を取得することになること、現金ではなく、当社の普通株式を対価として交付することにより、ココスジャパンの少数株主の皆様の本株式交換によるシナジーの共有機会を提供できること、当社グループとして、当社及び割当予定先との100%親子会社の関係を維持する必要性があること等を勘案し、いわゆる「三角株式交換」の方法によるものとし、本株式交換の対価としては、割当予定先の株式ではなく、割当予定先の完全親会社である当社の普通株式を割り当てることとしました。

したがって、当社は、割当予定先を本第三者割当の割当予定先として選定しました。

(4) 割り当てようとする株式の数

4,872,422株(うち当社が保有する自己株式2,000,000株)

(5) 株券等の保有方針

割当予定先は、割り当られた当社普通株式のうち本株式交換の対価として割り当てるべき数について、本株式交換の対価として使用する予定です。

なお、本株式交換に関してココスジャパンの株主に交付される当社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合及びココスジャパンの株主による株式買取請求が行われた場合等、これらに相当する当社普通株式は本株式交換の対価として使用されず、割当予定先が引き続き保有することになりますが、割当予定先は、かかる当社普通株式について、当社に対する現物配当の実施その他の方法により、本株式交換の効力発生後、速やかに処分する方針です。

(6) 払込みに要する資金等の状況

割当予定先は払込に必要な現預金を有していないため、当社は、割当予定先に対して、本第三者割当への払込資金に相当する金額の貸付けを実施する予定であり、割当予定先が払込期日である2020年1月17日時点で払込みに必要かつ十分な現預金を有する予定であることを確認しております。

なお、当社は、当該貸付のための十分な現預金を有しているものの(2019年9月30日時点の現預金残高35,796百万円(連結))、手元資金の効率性の観点から、銀行借入により当該貸付資金を調達しますが、2020年1月中を目処に、本第三者割当てによる払込金をもって返済する予定です。

(7) 割当予定先の実態

割当予定先は、株式会社東京証券取引所の上場会社である当社の完全子会社です。また、当社が株式会社東京証券取引所に提出しているコーポレートガバナンス報告書(2019年6月21日付)に記載のとおり、割当予定先を含む当社グループでは、「ゼンショーグループ憲章」及び「コンプライアンス行動指針」の中で、反社会的勢力の排除について具体的な指針を示しており、さらに、反社会的勢力への対応は、個人や部署を孤立させぬよう、「総合リスク管理・コンプライアンス委員会」を組織し、警察や弁護士等外部専門機関と連携して対応する体制を構築しております。

以上から、当社としては、割当予定先及びその役員は反社会的勢力又はその関係者と一切関係が無いと判断しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性

発行価格は、本株式交換に関するココスジャパンの臨時株主総会の開催日(2020年1月15日)の翌日取引である2020年1月16日の東京証券取引所における当社普通株式の終値(終値が存在しない場合は直近の取引日における終値)としました。また、本第三者割当の目的が、本株式交換を実施するために必要となる株式交換の対価を割当予定先に取得させることにある点に鑑み、払込金額の決定日における終値からのディスカウントは行わないこととしました。

上記のとおり、発行価格は、払込期日である2020年1月17日の直前取引日の終値となることから、特に有利な条件には該当しないと判断しています。

また、本第三者割当に係る取締役会に出席した当社の監査等委員である取締役4名(うち、社外取締役3名)の全員から、当該発行価格の算定根拠には合理性があり、かつ、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、有利発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性

本第三者割当により発行される普通株式数は合計4,872,422株であり、当社発行済普通株式総数(2019年9月30日現在)に対する希薄化率は約3.21%となります。

しかしながら、本株式交換によりココスジャパンを割当予定先の完全子会社とすることで、当社グループ内のスピーディーかつ柔軟な意思決定の下、ココスジャパンの店舗数・営業エリアの大幅な増強やグループ内業態転換の更なる推進が可能となり、そのために必要な人材の育成・確保、新規事業の開拓による集客力の強化、工場・物流のグループ内共通化の更なる推進による物流費用の削減が可能となるとともに、上場廃止に伴う親子上場に係る潜在的な利益相反の可能性の排除による機動的かつ柔軟な経営体制の構築及び株式上場を維持するために必要となる経費の削減等、様々なメリットが見込まれ、当社及びココスジャパンの企業価値向上に資するものと考えられること、また、ココスジャパンは2019年10月11日に2020年3月期通期業績予想の上方修正を発表したものの、2020年3月期通期は当期純損失を計上する見通しであり、依然として厳しい経営環境が続くことが見込まれるため、ココスジャパンをゼン

ショーグループの完全子会社とした上で、グループシナジーを最大限発揮できる体制構築を進めることが望ましいと判断したことから、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の 所有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
合同会社日本クリエイト	横浜市戸塚区平戸町1087番1号	52,307	34.95	52,307	34.95
株式会社日本レストラン ホールディングス	東京都港区港南二丁目18番1号			4,872	
小川賢太郎	横浜市戸塚区	3,162	2.11	3,162	2.11
小川洋平	東京都渋谷区	3,160	2.11	3,160	2.11
小川一政	横浜市戸塚区	3,160	2.11	3,160	2.11
ゼンショーグループ社員 持株会	東京都港区港南二丁目18番1号	2,684	1.79	2,684	1.79
日本マスタートラスト信 託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	2,349	1.57	2,349	1.57
日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社(信 託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,912	1.28	1,912	1.28
日本トラスティ・サービ ス信託銀行株式会社(信 託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,743	1.16	1,743	1.16
JP MORGAN CHASE BANK 385151(常任代理人 株式 会社みずほ銀行決済営業 部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南二丁目15番1号 品川インターシティA棟)	1,387	0.93	1,387	0.93

(注) 1. 所有株式数及び議決権数に対する所有議決権数の割合は2019年9月30日時点の株主名簿を基準として記載しております。

2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第三位を四捨五入しております。

3. 株式会社日本レストランホールディングスは当社の完全子会社であるため、会社法施行規則第67条第1項により議決権を有しません。

4. [大量保有報告書が提出された場合など]

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照下さい。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第37期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)2019年6月24日 関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

- (1) 事業年度第38期第1四半期(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)
2019年8月6日 関東財務局長に提出
- (2) 事業年度第38期第2四半期(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日)
2019年11月7日 関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

- (1) 1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2019年11月7日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月25日に関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

該当事項はありません。

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本届出書提出日(2019年11月7日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、当該事項は本届出書提出日(2019年11月7日)現在において、変更の必要はないと判断しております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社ゼンショーホールディングス 本店
(東京都港区港南二丁目18番1号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。